

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。
令和八年十月七日

文京区長 成 澤 廣



文京区条例第四十一号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第一条 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十六年九月文京区条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の下に「又は同条第十項第三号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第六条第一項各号列記以外の部分中「事項」の下に「(法第六条の三第十項第三号に掲げる事業(以下「満三歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者(以下「満三歳以上限定小規模保育事業者」という。))にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項」を加え、同項第三号中「家庭的保育事業者等」の下に「(満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。第六項及び第七項において同じ。)」を加え、同条第七項各号列記以外の部分中「ものに限る。)」の下に「又は満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の下に「又は事業所」を加える。

第十三条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第十三条 家庭的保育事業者等は、法第三十四条の十六第四項において準用する法第二十一条の五の十八第四項の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第十八条第六号中「利用定員」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満三歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第二十五条中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条」を「文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和六年十二月文京区条例第四十二号）第五十二条」に改める。

第二十七条中「小規模保育事業B型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を、「小規模保育事業C型」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第二十九条第二項第三号中「第六条の三十項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項中「准看護師」の下に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する

と認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十一条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たつて、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第三十二条中「、同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第三十二条において準用する次号」と」を削る。

第三十五条中「第六条の第三十項」を「第六条の第三十項第一号」に改める。

第四十四条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（付則第七条又は第八条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四十七条第三項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第二項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、一人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前二項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第四十八条中「第四十八条において準用する第四号」を「第四号」に改め、「、同条第四号中「次号並びに第三十三条第四号及び第五号」とあるのは「第四十八条において準用する次号」と」を削る。

付則第三条中「家庭的保育事業者等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

付則第六条中「家庭的保育事業等」の下に「（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

付則第九条中「法第十八条の十八第三項に規定する保育士登録を受けた者をいい、」を削り、「第四十四条

第三項」を「第四項若しくは第四十四条第三項若しくは第四項」に改め、「保育士の数」を削り、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。」を「保育士の数」に改める。

（文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和六年六月文京区条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

付則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「当分の間」を「令和十年三月三十一日までの間」に改め、「規定」の下に「（満三歳以上満四歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、付則に次の一項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定（満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、第一条中文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第十三条の改正規定は令和八年十二月二十五日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第三条第四項の条例で定める日）

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）附則第三条第四項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。